

# 第7回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 平成30年7月30日

出席者	1. 菊池勇夫	2. 中野誠五	3. 甲斐奉文	4. 中田辰美
	5. 森田正春	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	<del>8. 田野敏広</del>
	9. 山口時義	10. 藤本政嗣	11. 黒木民徳	12. 藤田博文
	13. 菊田正光	14. 竹田親吏		

議事録署名人 2番 中野 誠五 委員 3番 甲斐 奉文 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ただ今から、平成30年第7回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は8番田野敏広委員より欠席の届けが出ております。ただ今の出席委員は13名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>&lt;挨拶&gt;</p> <p>それでは日程表に従いまして、平成30年第7回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。2番中野誠五委員、3番甲斐奉文委員、よろしくをお願いします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>2ページをお開きください。議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった</p>

ので、承認を求める。平成 30 年 7 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。3 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 81 番から 84 番までの 4 件となっております。詳細は担当が説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 81 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 45 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷水清谷の 80 歳の方です。申請地は南郷神門字下仮屋、田 5 筆、畑 1 筆。字竹原田、田 1 筆。合計面積 4,780 m<sup>2</sup>になります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は、水稻と野菜となっております。契約内容ですが、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、現在農地の所有はありません。今回譲り受ける分で下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

山口委員

9 番、山口です。譲受人と譲渡人は親子になります。譲渡人は 80 歳と高齢であるため、次の案件で説明がありますが兄妹 2 人に農地を分けて贈与することにしたそうです。譲受人の家は、申請地のすぐそばになりますので、耕作にも支障はありません。スムーズに農地が渡るようにご審議いただきたいと思います。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 81 番に質疑がある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 81 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして受付番号 82 番と 83 番ですが、譲受人が同一のため一括して説明をお願いします。

事務局員

同じく 4 ページをご覧ください。受付番号 82 番と 83 番ですが、譲受人が同一のため一括して説明させていただきます。

申請人の譲受人が、美郷町南郷水清谷の 44 歳の方です。

受付番号 82 番。譲渡人は、美郷町南郷水清谷の 80 歳の方です。申請地は、南郷神門字竹原田、田 4 筆、2,969 m<sup>2</sup>になります。

受付番号 83 番。譲渡人は、美郷町南郷水清谷の 78 歳の方です。申請地は、南

郷神門字渡場瀬、田 2 筆、1,321 m<sup>2</sup>になります。

申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 10,899 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。5・6 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

12 番、藤田です。82 番と 83 番の譲渡人は夫婦であり、譲受人とは親子になります。先程の 81 番の譲受人とは家族になります。譲受人は農地利用最適化推進委員であり、相続案件であるため問題ないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 82 番と 83 番に質疑のある方は挙手をお願いします。

山口委員

はい。

議長

どうぞ。

山口委員

付則説明をいたします。82 番・83 番の譲受人は、農地利用最適化推進委員でもあり、救急待機要員として夜は役場に詰めております。何も無ければ、朝帰ってすぐに農作業に入るそうです。父親は林業が主なので、農業はほとんど子供に任せていたそうです。植え付けが出来ない田が増えて来ていますが、若い人たちが地域に何人かいていてがんばってもらえると非常に心強く思います。

議長

追加説明もありましたが、質疑はありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 82 番と 83 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 84 番の説明をお願いします。

事務局員

資料は 7 ページになります。受付番号は 84 番です。申請人の譲受人が、門川町

の 68 歳の方。譲渡人が、門川町の 48 歳の方です。申請地は、北郷入下字落水、田 1 筆、1,282 m<sup>2</sup>になります。申請理由は、賃貸借権の設定。利用計画は、自然薯となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地合わせて 12,641 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。8 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。譲受人の住所は門川町となっておりますが、北郷との境になりますので、通作時間は 2 ～ 30 分だそうです。譲渡人は北郷出身で現在は門川町に住んでいて耕作できないため、今回の申請となりました。自然薯は連作が出来ないため、周辺に借りた農地と交互に作付けするということでもあります。以上です。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 84 番に質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 84 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 21 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

9 ページをお開きください。議案第 21 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。平成 30 年 7 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。10 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 85 番の 1 件となっております。詳細は担当が説明いたします。

事務局員

資料は 11 ページになります。受付番号は 85 番になります。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 84 歳の方。譲渡人が、宮崎市の 64 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字下角、田 1 筆、5.28 m<sup>2</sup>になります。申請理由は、45 年ほど前に農地を購入し、自宅倉庫（宅地）として利用していたが、許可が必要なことを理解していなかったため、今回の追認申請となったとあります。転用後の用途は宅地。契約内容は、申請書明細のとおりであります。転用の時期は、昭和 46 年となって

おります。12 ページが地籍集成図、13 ページが始末書、14 ページが現況写真となっております。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。譲受人は、農地を購入する少し前にこちらに定住されました。元々山関係の仕事をしておりましたので、農地法の理解は薄かったのではと考えております。以上です。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 85 番に質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 85 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、平成 30 年第 7 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

お疲れ様でした。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長           菊田 正光          

美郷町農業委員会 委員           中野 誠五          

美郷町農業委員会 委員           甲斐 奉文

